

機器の種類						
機器の 特 徴	製造者		名 称		製造番号	
	色		大きさ		積 載 物	
	その他 の特徴					
外 観	(写真)					
備 考						

- 備考 1 公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象空港周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務操縦者欄には、法第18条第1項の規定により読み替えて適用される小型無人機等飛行禁止法第9条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、小型無人機等飛行禁止法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。